Report 04

徳島県優良産業廃棄物処理業者認定

1. はじめに

これまで、数次にわたる廃棄物処理法の改正等があり、罰則の強化や排出事業者責任の強化が、行われてきました。しかし、廃棄物の不法投棄・不適正事案は、根絶には至っておりません。廃棄物処理の適正化の推進のためには、罰則強化等も重要ですが、それとともに、優良な処理業者の育成を図り、排出事業者が信頼できる優良な処理業者を選択して処理を委託することが重要です。

徳島県では、産業廃棄物の処理にあたって、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択できるよう本県独自の評価制度を創設し、「優良処理業者の育成」と「環境首都とくしまの実現」に向けた取り組みの推進のため、徳島県の県政運営の指針となる総合行動計画である「オンリーワンとくしま行動計画(第二幕)」において、「優良産業廃棄物処理業者認定制度（以下「優良認定制度」という）の創設 」を重点事業の一つと位置づけ、検討を進めました。

平成２０年度には、外部有識者等で構成する徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度検討会において、制度の骨格について数次の検討を行い「最終とりまとめ」が行われ、その後、「最終とりまとめ」をもとに、制度の実施要綱を策定し、平成２１年４月から優良認定制度を施行しました。

2. 優良認定制度の概要

基本的な仕組み

県が要綱において認定基準を定め、認定区分ごとに申請を受け付け、申請内容について外部有識者からなる認定委員会から専門的な意見をいただいたうえで、県知事が優良処理業者を認定します。

認定区分

優良認定制度については、循環型社会の形成に高い意識を持って産業廃棄物の適正処理に努めている多くの処理業者に参加いただき、より高いレベルを目指していただきたいと考えました。そのためには、それぞれの処理業者のこれまでの取り組み状況を踏まえ、今後の取り組みの目標に応じた段階的な評価区分の設定が大切であると判断しました。

そこで、優良を目指す多くの処理業者に参加いただき、より高いレベルを目指して段階的に取り組んでいただくため、図1のように、認定区分は第1区分、第2区分、第3区分としています。

評価項目･認定基準

- 遵法性
- 情報公開性
- 安定的な事業継続のための経理的基礎
- 環境企業としての先進的取組
- リサイクルへの積極的な取組
- 地域貢献･地域融和等

評価にあたっては、上記の６項目を設け、項目ごとに詳細な認定基準を設定しています。

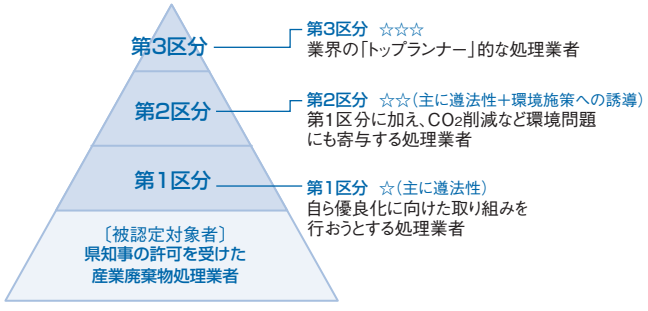


図1 認定区分のイメージ

徳島県

制度の創設と今後の取組について

徳島県 県民環境部 環境総局環境整備課

認定手続き

申請条件は、徳島県知事の許可を受けた業者であって、業許可取得後3年以上の業務実績のある者としています。申請の受付は6月と12月の年2回、申請期間はそれぞれ1ヶ月、認定は3年更新としています。

制度参加への動機付け（インセンティブ）

制度参加への動機付けとするために、表1のようなインセンティブの導入を図っています。

なお、認定マークについては、☆の数により認定区分を表しております。（図2）

3. 平成21年度の認定状況

平成21年度は、平成21年9月4日に17業者を認定、平成22年3月17日に14業者を認定しました。3月に認定した14業者のうちの1業者は、9月に第2区分で優良認定した業者を3月に第3区分に変更認定したものです。したがって、現在の優良認定業者は30業者であり、内訳は第1区分の認定業者が6業者、第2区分の認定業者が9業者、第3区分の認定業者が15業者です。

4. 今後の取組について

表1 制度参加への動機付けとするためのインセンティブ

適用されるインセンティブ	第1区分	第2区分	第3区分
県のホームページにおける許可業者名簿への認定の掲載等	○	○	○
認定マークの車両等への使用承認※	○	○	○
県排出の産業廃棄物の優先的処理委託		○	○
県の低利融資制度			○

※認定マークについては徳島県のイメージキャラクターである「すだちくん」を使用し、制作。

優良認定制度は、県が認定基準を定め、基準適合する処理業者に対して、県知事が認定するという点で「全国初」の制度であります。優良認定制度が実効性のある制度として定着するためには、多くの処理業者の方々に優良認定制度の趣旨を御理解のうえ積極的に御参加いただいて優良認定業者が増えること、排出事業者が「排出事業者責任」を十分認識して優良認定業者を処理委託者として優先的に選択していただくことが重要であると考えております。

したがいまして、今後はより一層処理業者に対する制度周知と制度への積極的な参加、並びに排出事業者への制度周知と排出事業者責任の啓発・指導を推進していきたいと考えております。

本県優良認定制度は、平成２１年度にスタートを切ったばかりですが、処理業者と排出事業者からも信頼される制度を目指して、優良認定制度に対するこれまでの御意見と今後の評価を真摯に受け止めながら、不断の改善見直しに努め、本県産業廃棄物の適正処理の推進に資するものとしてまいります。



図2 認定マーク（第3区分）

この記事に関する問合わせ先
徳島県 県民環境部 環境総局環境整備課
TEL 088-621-2259 FAX 088-621-2846 e-mail kankyouseibika@pref.tokushima.lg.jp